**令和５年度保育所等職員資質向上事業に係る業務委託仕様書**

**１　目的**

　　保育士の専門性を向上し、質の高い人材を安定的に確保するため、保育の質の向上を図る研修を実施するとともに、保育士等の離職を防止し、保育士等が安定的に継続して就業できる環境を確保するため、保育所等の管理者等に対し、就業継続を支援する研修を実施するものとする。

**２　委託業務名**

　　令和５年度保育所等職員資質向上事業

**３　委託期間**

　　令和５年(2023年)７月１４日から令和６年(2024年)３月31日まで

**４　委託金額**

　上限額5,181,000円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

**５　委託業務の内容**

（１）保育の質の向上のための研修 （４分野以上）

専門性をもった保育士に係る研修（うち２分野は医療的ケア児、不適切保育をテーマ

として扱う研修とする）

（例）食物アレルギー、病児、障害児対応、保護者対応　等

（２）就業継続支援研修（２分野以上）

　　保育所等の経営者・管理者（所長等）を対象とした、人事管理や職場環境改善等の研修

**６　事業実績報告の提出**

　　受託者は、業務完了後、実施状況等について実績報告書を作成し、事業委託料精算書、その他事業実績報告に係る資料等と併せ、令和６年(２０２４年)３月31日までに委託者へ提出すること。

**７　委託料の支払いについて**

　　委託料は、「実績報告書」を提出後、委託者が検査した後に支払うものとする。

**８　個人情報の取扱**

　　受託者は、本業務を履行するうえで、個人情報を取扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）及びその他の関係法令等の規定を遵守すること。

**９　再委託の制限**

　　受託者が本契約に係る事務又は事業の全部を一括して第三者に委託することは禁止する。また、総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分は再委託してはならない。

**10　著作権等の取扱**

　　ア　本事業の遂行により生じた著作権（著作権法第27条及び第28条に定められた権利を含む。）は、すべて委託者に帰属するものとする。

イ　第三者が権利を有する著作物（写真、音楽等）を使用する場合には、著作権及び肖像権等に厳重な注意を払い、当該著作物の使用に関して費用の負担を含む一切の手続きを受託者において行うものとする。

　　ウ　委託者が所有する資料（写真等）を使用する場合には、協議のうえ、調達可能なものについては委託者が提供する。

エ　本仕様に基づく業務に関し、第三者との間で著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合には、当該紛争等の原因が専ら委託者の責任に帰す場合を除き、受託者は自らの責任と負担において一切の処理を行うものとする。

**11　業務遂行上の注意事項**

　　ア　事業の実施に際しては、委託者の指示に従うこと。

　　　　また、委託者は、本業務の履行につき、著しく不適当と認められるときは、受託者に対し、その理由を明示した書面により、必要な措置を取るべきことを要求することができるものとする。

　　イ　契約締結日から、具体的なスケジュールや進め方を委託者と調整のうえ、業務を行うこと。

　　ウ　業務の遂行に当たっては、統括責任者を定めること。

エ　受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として取り扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供しないこと。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、き損の防止及びその他適正な管理のために必要な措置を講じること。

　　　なお、契約終了後もまた同様とすること。

　　オ　事業遂行に当たり、疑義等が生じた場合は、委託者と十分協議すること。

**12　その他**

　　ア　受託者は、企画・運営の詳細については、委託者と十分協議のうえ、決定すること。

　　イ　本仕様書に定めのない事項、又は疑義が生じた場合は、その都度委託者と協議してこれを定めるものとする。